

議案第 86 号

岩見沢市議会委員会条例の一部改正について

岩見沢市議会委員会条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和 8 年 9 月 7 日提出

議会運営委員会委員長 武 田 貞 行

岩見沢市議会委員会条例の一部を改正する条例

岩見沢市議会委員会条例（昭和 42 年条例第 20 号）の一部を次のように改正する。

第 4 条第 2 項中「8 人」を「7 人」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。